

平成 30 年北海道告示第 129 号の事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、土地収用法（以下「法」という。）第 20 条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をした。

1 法第 20 条第 1 号の要件への適合性

申請に係る事業は、北海道河東郡上士幌町字上士幌東 3 線 237 番地内の 1,745.6 m²の土地を起業地とする「上士幌町生涯学習センター駐車場整備事業」（以下「本件事業」という。）である。

上士幌町生涯学習センター（以下「センター」という。）は、老朽化した 4 施設（旧生涯学習センター、発達支援センター、青少年会館及び高齢者生きがいセンター）を再編・統合し、既存図書館（町教育委員会事務室を併設）に接続するように改築した公共施設であり、法第 3 条第 22 号に規定する「図書館法による図書館」、同条第 23 号に規定する「社会福祉法による社会福祉事業（児童福祉法に規定する障害児通所支援事業及び放課後児童健全育成事業に該当する。）の用に供する施設」、同条第 31 号に規定する「地方公共団体が設置する庁舎その他直接その事務又は事業の用に供する施設」、及び同条第 32 号に規定する「地方公共団体が設置する公共の用に供する施設」から構成される複合施設である。

本件事業は、上士幌町がセンターの職員及び利用者のため、施設の一部となる駐車場を新たに整備するものであり、センター本体の機能を発揮する上で必要不可欠な事業であると認められる。

したがって、本件事業は、法第 20 条第 1 号の要件を充足すると判断される。

2 法第 20 条第 2 号の要件への適合性

上士幌町は、第 5 期上士幌町総合計画の中で「生涯学習センター」の改築について掲載しており、平成 26 年 3 月に上士幌町生涯学習センター改築計画基本計画を策定し、その後、基本設計及び実施設計を順次作成して事業を実施してきた。

センターは平成 29 年 6 月にオープンし、平成 29 年度からは予算を計上して駐車場の整備事業を開始している。

以上のことから、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第 20 条第 2 号の要件を充足すると判断される。

3 法第 20 条第 3 号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

上士幌町は、平成 24 年 3 月に「第 5 期上士幌町総合計画（2012～2021）」を策定し、安心・安全、コミュニティー、生涯学習などに力を入れた「元気まち上士幌」を目指してまちづくりを推進している。

当該総合計画に属する施策の大綱の一つである「人づくりを大切にすまち」を実現するため、町民が学んだ成果が地域で活かされる「生涯学習によるまちづくり」を進めること、社会教育を推進すること等を基本的な考え方として掲げ、生涯学習活動の拠点となる施設や設備の充実を図るべく、老朽化した生涯学習センターの改築を施策に掲載したものである。

改築にあたり、コンパクトシティ化を目指して、町内に点在する老朽化が著しい公共施設を再編・統合した複合施設を整備することとし、その相乗効果により子供から高齢者までが生き生きと過ごせるソフト面も含んだ事業を実施することとした。

センターは、平成 29 年 6 月から供用を開始しているが、施設統合により関係職員及び施設利用者が増加したため、慢性的な駐車場不足に悩まされている。

本件事業の完成により、センターの利用環境が大きく改善され、利用の促進が図られ

ることから、その設置趣旨である生涯学習の推進に寄与するほか、子供から高齢者まで幅広い世代間の交流に繋がり、まちづくりの前進に貢献すると期待される。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存するものと認められる。

(2) 失われる利益

本件事業の完成により、騒音及び大気汚染の発生が予想されるが、アイドリングストップ及び二酸化炭素排出抑制等の啓発を行い、影響を最小限に抑制する措置を講じる予定である。

起業者が、平成 29 年 10 月に任意で行った現地調査によると、起業地内には、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成 4 年法律第 75 号）及び文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）により保護のため特別の措置を講ずべき動植物及び文化財は確認されなかった。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業の駐車場は、その性質上、センターにできるだけ近い場所に設置されることが利用し易く望ましいと考えられるが、本起業地はその条件を満たし、町有地を活用することができる上、支障物件が存在しない更地の私有地が隣接して一体としての利用が可能な唯一の場所であり、利便性及び経済性の点で比較対象とすべき適当な土地が周囲に存在しないことから、その選定は合理的であると判断できる。

当該駐車場の面積は、上土幌町生涯学習センター改築計画基本計画において示された必要車両台数に基づき積算されており、妥当なものである。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により、得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第 20 条第 3 号の要件を充足すると判断される。

4 法第 20 条第 4 号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3 の (1) で述べたように、センターは既にオープンし利用されていることから、早期に慢性的な駐車場不足を解消して、利用環境を向上させる必要がある。

特に研修会等の行事開催時や保護者が学童保育所の児童を迎えに来る夕方以降の時間帯に、周辺私有地への無断駐車が発生しており、交通事故の防止及び安全確保の点から早急な事業実施が望まれる。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件起業地の範囲は、3 の (3) で述べたように、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第 20 条第 4 号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第 20 条各号の要件をすべて充足すると判断される。